



長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせを掲載しています。

～平成25年1月15日更新～

県外合同企業説明会参加企業募集！

長崎県では、株式会社マイナビ九州支社が福岡市で開催する「マイナビ転職セミナー」内に、「長崎県企業専門ブース」を設置し、県内企業の即戦力となるU・Iターン人材等の確保支援、U・Iターン希望者に対する県内企業の求人情報の提供並びに県内就職の促進を目的に「県外合同企業説明会」を開催し、現在参加企業を募集しています。

1. 日時・場所

- (1) 日 時 平成25年2月23日(土) 11時～17時
- (2) 場 所 福岡国際会議場 多目的ホール(福岡市博多区石城町2-1)

2. 参加企業数

6社(限度)

3. 参加企業の要件

- (1) 本社所在地が県内外を問わず長崎県内の就業地で勤務する者の採用を行うこととしている企業
また、県内進出予定企業については、将来的に県内に営業所、店舗、工場などを立地する計画が確実である。
- (2) 説明会当日に2名以上の社員の参加が可能な企業

4. 申込方法

参加を希望する企業は、参加申込書に必要事項を記入の上、株式会社マイナビ九州支社へFAXにて提出し、FAX送信後、必ず電話確認を行ってください。

なお、参加申込書については、下記の「9. 参加申込書」からダウンロードしてください。

5. 出展料

無料 ※通常価格25万円を県が全額負担します。

ただし、HP掲載にかかる費用(希望する場合)、会場までの交通費、ブース内でのPR経費等は参加企業の負担となります。

6. 参加企業の決定

応募多数の場合は、選定基準に基づき算定した点数の上位から参加企業を決定します。
ただし、上位の企業が同業種に偏るなどとなった場合は、その限りではありません。

7. 募集期限

平成25年1月21日(月)まで

8. 参加申込及び問合せ先

株式会社マイナビ九州支社
TEL 092-262-6631 / FAX 092-263-7749

9. 参加申込書

下記からダウンロードしてください。

<http://www.pref.nagasaki.jp/koyo/news/20121203/moushikomi.xls>



参加無料

「労働契約解説セミナー2012」のご案内！

使用者と労働者をつなぐルールである“労働契約”について、基本的な事項をわかりやすく解説する「労働契約解説セミナー2012」が開催されます。(厚生労働省委託事業)
参加は無料ですので、是非ご参加ください。

1. 日時・場所

- (1) 日時 平成25年2月27日(水) 14:00～16:45
(2) 場所 長崎県建設総合会館8階 中会議室 (長崎市魚の町3番33号)

2. 参加対象

正社員・派遣社員など様々な立場で就業している方や、今後就業を希望される方など
※企業の人事担当者の方等もご参加いただけますので、ぜひお申し込みください。

3. セミナー内容

- ・基礎セミナー : 労働契約法や労働基準法に定められている“労働契約”に関連する事項(14:00～15:25) について、法律の基本的な考え方を解説します。
- ・判例セミナー : 基礎セミナーで解説した“働く各場面における労働契約に関するポイント”(15:35～16:45) を過去の判例で紹介します。

申込方法・問合せはこちら

(東京海上日動リスクコンサルティング株式会社ホームページ)

<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/20120827.html>

参加無料

助成金ミニ説明会開催のご案内！

ハローワーク長崎では、事業主の皆様を対象に各種助成金の説明会を開催します。

- ・高年齢者を雇用したいが活用できる助成金はないか…
- ・経営状態が良くないが、従業員の雇用を維持するために活用できる助成金はないか…

よく利用されている助成金を中心に説明がありますので、是非ご参加ください。

1. 日時・場所

- (1) 日時 平成25年1月23日(水) 14:00～15:30
平成25年2月21日(木) 14:00～15:30
平成25年3月12日(火) 14:00～15:30 } 各定員30名
- (2) 場所 ハローワーク長崎 3階会議室

2. 参加対象

事業主

3. 説明内容

- ① 新たな雇入れに関する助成金
- ② 創業に関する助成金
- ③ 雇用の維持に関する助成金
- ④ その他



申込み・問い合わせはこちら

ハローワーク長崎 企画部門 (担当:河野 末吉 本山)

TEL 095-862-8676 FAX 095-864-0306

長崎県特定(産業別)最低賃金が改正されます！

長崎県の特定(産業別)最低賃金が改正され、1月から発効しています。
なお、最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当、時間外手当等割増賃金、賞与等、臨時の賃金は算入されません。

| 産業別最低賃金 | 最低賃金額(1時間) | | 効力発生日 |
|---------------------------------------|------------|-------------|------------|
| | 改正前 | 改正後 | |
| はん用機械器具、生産用機械器具 | 773円 | 779円 | 平成25年1月2日 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、 電子機械器具、情報通信機械器具製造業 | 711円 | 717円 | 平成25年1月19日 |
| 船舶製造・修理業、船用機関製造業 | 788円 | 791円 | 平成25年1月4日 |

※上記のほか次の労働者には、**長崎県最低賃金(653円)**が適用されます！

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6カ月未満の者であって、技能習得中の者
- ③ 清掃、片づけまたは雑役の業務に主として従事する者

最低賃金に関する特設サイトはこちら ⇒ <http://www.saiteichingin.info/>

お問い合わせ先

長崎労働局労働基準部賃金室
長崎労働基準監督署

TEL 095-801-0033

TEL 095-846-6353

必ずチェック 最低賃金！
使用者も労働者も！

